

# 京都大学学生総合支援センター 紀 要

第 47 輯

2017

京都大学学生総合支援センター

# 目 次

## 巻頭言

あらゆる支援に共通する基礎：援助的人間関係……………杉原保史

## 論文

- 手を動かすこと [手話] 声を発すること [発語]  
——進化における横隔膜の由来とのかかわり——……………村上嘉津子 1
- カウンセリングルーム活動報告の見直しについて  
——相談内容分類を中心とした評価項目に関する一試論——……………古川裕之 9
- 大学生の就職活動と体育会所属との関係についての研究……………松尾寛子 25
- セラピストとの関係性におけるクライアントの体験に関する研究  
——実証的研究と5つの理論から——……………千葉友里香 41
- “こころ”の診方……………栗野菊雄 55

## 部局の学生相談室からの報告

- 「部局の学生相談室からの報告」の掲載にあたって……………杉原保史 69
- 人間・環境学研究所／総合人間学部学生相談室 活動報告  
……………天下谷恭一・森崎志麻・船曳康子・杉山雅人 71
- 文学部先輩相談室  
……………小鹿原敏夫、許燕華、杉本陽奈子、谷塚巖、長岡徹郎、方俊植 77
- 経済学部・経済学研究科における学生相談業務の現状と課題……………北田雅 83
- 理学研究科・理学部相談室について……………山本斎 87
- 工学部・大学院工学研究科 学生相談室の紹介……………鈴木基史 95
- 農学部学生相談室紀要……………栗野菊雄 97

## 報告

- 平成29年度学生総合支援センター関係教職員……………103
- 平成28年度カウンセリングルーム活動報告……………105
- 平成28年度キャリアサポートルーム活動報告……………117
- 平成28年度障害学生支援ルーム活動報告……………123
- 京都大学学生総合支援センター規程……………127

# 京都大学学生総合支援センター規程

平成25年7月23日  
達示第52号

## (目的)

第1条 京都大学に、学生等の修学上及び適応上の相談並びにハラスメント相談への対応、就職支援、キャリア形成支援、障害のある学生の修学上等の支援等を行うため、京都大学学生総合支援センター（以下「学生総合支援センター」という。）を置く。

## (業務)

第2条 学生総合支援センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生等の修学上及び適応上の相談への対応並びに心理検査
  - (2) 学生等及び職員のハラスメントに関する苦情の申出及び相談並びに部局相談員からの相談への対応
  - (3) 学生等の就職活動及びキャリア形成に関する支援
  - (4) 障害のある学生の修学上等の支援
  - (5) 学生支援等に関する調査研究
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、学生支援等に関し必要な業務
- 2 学生総合支援センターは、前項第2号の相談等を受けた結果必要と認めるときは、法務・コンプライアンス担当の副学長、事務本部又は関係部局に対し、必要な対応を求めることができる。

## (センター長)

第3条 学生総合支援センターに、センター長を置く。

- 2 センター長は、学生総合支援センターの専任の教員のうちから総長が指名する者をもって充てる。
- 3 センター長は、学生総合支援センターの所務を掌理する。
- 4 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

## (専任教員)

第4条 学生総合支援センターに、専任の教員を置く。

## (管理運営委員会)

第5条 学生総合支援センターに、学生総合支援センターの管理運営に関する重要事項を審議す

るため、学生総合支援センター管理運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 学生担当の理事
- (2) センター長
- (3) 研究科の教授又は准教授 若干名
- (4) 研究所又はセンターの教授又は准教授 若干名
- (5) 室長（第7条第2項に定めるものをいう。）
- (6) 環境安全保健機構健康管理部門長
- (7) 教育推進・学生支援部長
- (8) その他センター長が必要と認める者 若干名

3 前項第3号、第4号及び第8号の委員は、センター長が委嘱する。

4 第2項第3号、第4号及び第8号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第6条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 センター長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

（ルーム）

第7条 学生総合支援センターに、次に掲げるルームを置く。

カウンセリングルーム

キャリアサポートルーム

障害学生支援ルーム

2 前項のルームに、それぞれ室長を置く。

3 ルームは、互いに緊密な連携を図り、業務を遂行するものとする。

（事務組織）

第8条 学生総合支援センターの事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか、学生総合支援センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

1 この規程は、平成25年8月1日から施行する。

- 2 この規程の施行後最初に任命するセンター長の任期は、第3条第4項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。
- 3 この規程の施行後最初に委嘱する第5条第2項第3号、第4号及び第10号の委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。
- 4 京都大学カウンセリングセンター規程（平成16年達示第58号）は、廃止する。

（中間の改正規程の附則は、省略した。）

#### 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

**◆京都大学学生総合支援センター紀要 投稿規定**

京都大学学生総合支援センター紀要は、センタースタッフによる論文を中心に編集された学術雑誌です。ただし京都大学の他部局に所属して関連領域を研究している研究者からの投稿論文も受け付けています。投稿された論文は、編集委員会において掲載の可否を審査します。なお投稿に際しては、以下の点が求められます。

1. 投稿論文は、学生相談、青年心理、ハラスメント相談、キャリア相談、キャリア教育、障害学生支援、等の分野に寄与するもので、未公刊のものであること。
2. 投稿論文の長さは、400字詰め原稿用紙に45枚以内であること（図表、文献を含む）。
3. 京都大学学生総合支援センター紀要執筆要項に従っていること。

**◆京都大学学生総合支援センター紀要 執筆要項**

1. A4サイズの内紙を用いること。
2. 表紙に「京都大学学生総合支援センター紀要 投稿論文原稿」と明記の上、執筆者の氏名、所属、論文タイトルを記載すること。
3. 論文中に事例の記述を含める場合にはプライバシーに十分な配慮をすること。
4. 本文中に文献を引用する場合には、引用部分を地の文と区別して明示するとともに、出典が分かるよう著者名と公刊年を記載すること。
5. 引用文献は本文の終わりに一括して記載すること。
6. 手書き原稿も受け付けるが、電子データがある場合には、原稿とともに何らかの形で電子データを添付すること。
7. 締め切りは毎年1月末日とする。
8. 投稿された原稿は返却できないので予め了承のこと。

京都大学学生総合支援センター紀要第47輯

---

---

平成30年3月31日印刷  
平成30年3月31日発行

編集者 松尾 寛子（京都大学学生総合支援センター キャリアサポートルーム特定准教授）  
古川 裕之（京都大学学生総合支援センター カウンセリングルーム講師）  
村田 淳（京都大学学生総合支援センター 障害学生支援ルーム准教授）

発行者 京都大学学生総合支援センター  
京都市左京区吉田本町

印刷者 株式会社 大 光 社  
京都市中京区小川通丸太町下る

---

---

**ARCHIVES OF STUDENT SUPPORT  
IN  
KYOTO UNIVERSITY  
GENERAL STUDENT SUPPORT CENTER**

———— 4 7 ————

2017

**KYOTO UNIVERSITY  
GENERAL STUDENT SUPPORT CENTER**